

伊豆市運動施設条例施行規則（平成16年4月1日教育委員会規則第24号）

最終改正:令和2年3月31日教委規則第2号

改正内容:令和2年3月31日教委規則第2号〔令和2年3月31日〕

○伊豆市運動施設条例施行規則

平成16年4月1日教育委員会規則第24号

改正

平成18年6月7日教委規則第3号
平成20年3月26日教委規則第2号
平成22年3月1日教委規則第3号
平成25年8月30日教委規則第6号
平成30年10月26日教委規則第4号
令和2年3月31日教委規則第2号

伊豆市運動施設条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、伊豆市運動施設条例（平成16年伊豆市条例第89号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（供用日及び供用時間）

第2条 条例第3条の規則で定める運動施設の供用日及び供用時間は、別表（供用日は、同表中休場日以外の日とする。）のとおりとする。ただし、伊豆市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認める場合には、これを変更することができる。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、条例第11条の指定管理施設（以下「指定管理施設」という。）の供用日及び供用時間にあっては、同条の指定管理者（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得てこれを変更することができる。

（利用の申請）

第3条 条例第4条第1項の利用承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、運動施設利用承認申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

（利用の承認）

第4条 教育委員会は、条例第4条第1項の利用の承認（指定管理施設の承認を除く。以下同じ。）をしたときは、運動施設利用承認書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

（利用の変更及び取消）

第5条 条例第4条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用を変更又は取消しようとするときは、速やかに運動施設利用承認（変更・取消）申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

（使用料の減免）

第6条 条例第8条の規定による使用料の減額又は免除をすることのできる範囲は、次に掲げるとおりとする。

（1）市又は教育委員会が主催又は共催する大会及び各区、地区単位で実施する行事等で教育委員会が認めたとき。

（2）前号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた団体及び個人が利用するとき。

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ運動施設使用料減免申請書（様式第4号）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、教育委員会が特にその必要がないと認めたときは、この限りではない。

（使用料の還付）

第7条 条例第9条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、運動施設使用料還付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）承認された目的以外に施設、設備その他器具を使用しないこと。

（2）酒気を帯び又は他人に危険若しくは迷惑となるような行為をしないこと。

（3）所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。

（4）グラウンド等には車両を乗入れないこと。

（5）許可を受けずにはり紙等を掲示しないこと。

（6）前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる行為をしないこと。

（破損又は滅失届）

第9条 利用者は、施設、附属設備その他器具を破損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出てその指示を受けなければならない。

（指定管理者の事業報告書）

第10条 条例第15条の事業報告書は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載して教育委員会に提出するものとする。

（1）指定管理施設の管理運営に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況

（2）指定管理施設の利用状況

（3）業務に係る収支状況

（4）前各号に掲げるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の修善寺町民グラウンド管理規則（昭和51年修善寺町教育委員会規則第3号）、土肥町立テニスコートの設置及び管理に関する条例施行規則（平成5年土肥町教育委員会規則第48号）、天城湯ヶ島町立屋内温水プール管理規則（昭和53年天城湯ヶ島町規則第2号）又は中伊豆町運動施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則（平成12年中伊豆町規則第9号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年6月7日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成20年3月26日教委規則第2号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の伊豆市運動施設条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成22年3月1日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年8月30日教委規則第6号)

この規則は、平成25年9月1日から施行する。

附 則(平成30年10月26日教委規則第4号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

	名称	休場日	供用時間
グラウンド	修善寺グラウンド	12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時から午後9時まで
	狩野グラウンド	12月29日から翌年の1月3日まで	4月1日から8月31日まで 午前8時から午後9時30分まで
			9月1日から3月31日まで 午前8時から午後9時まで
	中伊豆グラウンド	12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時から午後9時30分まで
	白岩グラウンド	12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時から午後5時まで
屋内施設	狩野ドーム	12月29日から翌年の1月3日まで	午前9時から午後9時まで
	中伊豆社会体育館	12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時から午後9時30分まで
	土肥社会体育館	12月29日から翌年の1月3日まで	午前9時から午後9時まで
プール	中伊豆室内温水プール	月曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで	午前9時から午後8時まで
	狩野プール	7月1日から8月31日までの期間で別に定める日以外の日及び月曜日	午前10時から午後3時まで
中伊豆弓道場		12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時から午後9時30分まで

				第	号	
				年	月	日
伊豆市教育委員会 様				申請者住所		
				団 体 名		
				氏 名		
				電 話		()
運動施設利用承認申請書（昼間・夜間）						
次のとおり運動施設利用承認の申請をします。						
利用施設名	修 善 寺	修善寺グラウンド・修善寺体育館 狩野川記念公園：グラウンド・テニスコート（3面）・ゲートボール場（2面）				
	土 肥	土肥テニスコート（3面）・土肥南体育館				
	天 城	狩野グラウンド・狩野ドーム（体育館）				
	中伊豆	中伊豆グラウンド・八岳グラウンド・白岩グラウンド 中伊豆社会体育館・中伊豆弓道場・大東体育館・八岳体育館				
利用責任者	住 所					
	氏 名	電 話 ()				
利用団体名						
利用の目的						
利用日時等	年 月 日 () 時 分～ 時 分 (面) A・B・C 円					
	年 月 日 () 時 分～ 時 分 (面) A・B・C 円					
	年 月 日 () 時 分～ 時 分 (面) A・B・C 円					
	年 月 日 () 時 分～ 時 分 (面) A・B・C 円					
	年 月 日 () 時 分～ 時 分 (面) A・B・C 円					
利用者区分	1 市 内 2 市 外		利用人員		人	
料 金 等	① 使用料 計		円		② 夜 間 照 明 料 円	
	③ 合 計 ① + ②		円		減 免 %	
使 用 備 品					利 用 承 認 印	
備 考						

		第		号			
		年		月		日	
様							
				伊豆市教育委員会		図	
				運 動 施 設 利 用 承 認 書			
				次のとおり、運動施設の利用を承認します。			
利用施設名	修善寺	修善寺グラウンド・修善寺体育館 狩野川記念公園：グラウンド・テニスコート(3面)・ゲートボール場(2面)					
	土肥	土肥テニスコート(3面)・土肥南体育館					
	天城	狩野グラウンド・狩野ドーム(体育館)					
	中伊豆	中伊豆グラウンド・八岳グラウンド・白岩グラウンド 中伊豆社会体育館・中伊豆弓道場・大東体育館・八岳体育館					
利用責任者	住所						
	氏名	電 話 ()					
利用団体							
利用の目							
利用日時等	年 月 日 () 時 分～ 時 分 (面) A・B・C 円						
	年 月 日 () 時 分～ 時 分 (面) A・B・C 円						
	年 月 日 () 時 分～ 時 分 (面) A・B・C 円						
	年 月 日 () 時 分～ 時 分 (面) A・B・C 円						
	年 月 日 () 時 分～ 時 分 (面) A・B・C 円						
利用者区	1 市内	2 市外	利用人員		人		
利用料金	①使用料 計	円	②夜間照明料	円			
	③合計①+②	円	減 免	%			
使用備品			利 用 承 認 印				
備 考							

		第 号	
		年 月 日	
伊豆市教育委員会 様		申請者住所 _____ 団 体 名 _____ 氏 名 _____ 電 話 () _____	
運動施設利用承認（変更・取消）申請書			
次のとおり、運動施設利用承認の（変更・取消）を申請します。			
利用施設名	修 善 寺	修善寺グラウンド・修善寺体育館 狩野川記念公園：グラウンド・テニスコート（3面）・ゲートボール場（2面）	
	土 肥	土肥テニスコート（3面）・土肥南体育館	
	天 城	狩野グラウンド・狩野ドーム（体育館）	
	中 伊 豆	中伊豆グラウンド・八岳グラウンド・白岩グラウンド 中伊豆社会体育館・中伊豆弓道場・大東体育館・八岳体育館	
利用責任者	住 所		
	氏 名	電 話 ()	
利用団体名			
利用の目的			
変更の理由	1 利用目的の変更 2 利用施設の変更 3 利用日時の変更 4 利用の取消し 5 その他 ()		
利用者区分	1 市 内 2 市 外	利用人員	人
変更前日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分 (面) A・B・C 円		
料 金 等	①使用料 計	円	②夜間照明料 円
	③合計①＋②	円	減 免 %
変更後日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分 (面) A・B・C 円		
料 金 等	④使用料 計	円	⑤夜間照明料 円
	⑥合計④＋⑤	円	減 免 %
差引利用料	③ － ⑥	円	
上記のとおり運動施設利用の（変更・取消）申請を承認します。 年 月 日 伊豆市教育委員会 印			

				第	号	
				年	月	日
伊豆市教育委員会 様				申請者住所		
				団 体 名		
				氏 名		
				電 話 ()		
運動施設使用料減免申請書						
次の理由により運動施設利用料の減免を申請します。						
利用施設名	修 善 寺	修善寺グラウンド・修善寺体育館 狩野川記念公園：グラウンド・テニスコート(3面)・ゲートボール場(2面)				
	土 肥	土肥テニスコート(3面)・土肥南体育館				
	天 城	狩野グラウンド・狩野ドーム(体育館)				
	中伊豆	中伊豆グラウンド・八岳グラウンド・白岩グラウンド 中伊豆社会体育館・中伊豆弓道場・大東体育館・八岳体育館				
利用責任者	住 所					
	氏 名	電 話 ()				
利用団体名						
利用の目的						
利用日時等	年 月 日() 時 分～ 時 分(面)A・B・C 円					
	年 月 日() 時 分～ 時 分(面)A・B・C 円					
	年 月 日() 時 分～ 時 分(面)A・B・C 円					
利用者区分	1 市 内	2 市 外	利用人員	人		
料 金 等	①使用料 計	円	②夜間照明料	円		
	③合計①+②	円	減 免	%		
減免の理由						
上記のとおり運動施設利用料の減免申請を承認します。						
年 月 日						
伊豆市教育委員会 図						

		第		号	
伊豆市長		様		年 月 日	
		申請者住所		_____	
		団 体 名		_____	
		氏 名		_____ 印	
		電 話		_____ () _____	
運動施設使用料還付申請書（昼間・夜間）					
次のとおり運動施設利用料の還付を申請します。					
利用施設名	修善寺	修善寺グラウンド・修善寺体育館 狩野川記念公園：グラウンド・テニスコート（3面）・ゲートボール場（2面）			
	土 肥	土肥テニスコート（3面）・土肥南体育館			
	天 城	狩野グラウンド・狩野ドーム（体育館）			
	中伊豆	中伊豆グラウンド・八岳グラウンド・白岩グラウンド 中伊豆社会体育館・中伊豆弓道場・大東体育館・八岳体育館			
利用責任者	住 所	_____			
	氏 名	_____ 電 話 () _____			
利用団体名		_____			
還付の理由		_____			
利用日時等	年 月 日 () 時 分～ 時 分 (面) A・B・C 円				
	年 月 日 () 時 分～ 時 分 (面) A・B・C 円				
	年 月 日 () 時 分～ 時 分 (面) A・B・C 円				
利 用 承 認 年 月 日		年 月 日 第 号			
変 更 ・ 取 消 承 認 年 月 日		年 月 日 第 号			
既 納 利 用 料		円			
還 付 利 用 料		円			
振 込 先 口 座	銀行 信用金庫 協同組合 本店 普通 No. 支店 当座				
	(フリガナ)	_____			
	口座名 (名義人)	_____			